

## 埼玉県公安委員会規程第9号

埼玉県公安委員会苦情処理規程を次のように定める。

平成13年5月30日

埼玉県公安委員会委員長

### 埼玉県公安委員会苦情処理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）第79条の規定に基づき埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対して申出がなされた苦情及び公安委員会に対し申出がなされたその他の苦情の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法第79条に規定する苦情 警察職員の職務執行における違法、不当な行為又は不作為により何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服及び警察職員の不適切な執務の対応に対する不平不満で苦情の申出の手続きに関する規則（平成13年国家公安委員会規則第11号）に基づく手続により申出のあったものをいう。
- (2) その他の苦情 警察職員の職務執行若しくは服務又は警察活動全般に関する不平不満の申出で前号に規定するもの以外のものをいう。
- (3) 苦情 法第79条に規定する苦情及びその他の苦情をいう。
- (4) 警察職員 埼玉県警察に勤務する警察官及び一般職員をいう。

(苦情の受理)

第3条 公安委員会は、苦情を受理したときは、苦情管理表（様式第1号）に苦情の概要を記載するとともに、その処理経過を明らかにしておかなければならない。

(調査等の指示)

第4条 公安委員会は、苦情の処理に当たり、必要と認めるときは、警察本部長（以下「本部長」という。）に対し、苦情調査書（様式第2号）により、苦情に係る事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置をとらせるものとする。

(結果の報告)

第5条 本部長は、前条の規定による調査の結果及びその結果を踏まえた措置を公安委員会に

報告しなければならない。

(処理結果の通知)

第6条 公安委員会は、法第79条に規定する苦情の申出者に対し、処理結果を通知しなければならない。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 申出が警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められるとき。
- (2) 申出者の所在が不明であるとき。
- (3) 申出者が他の者と共同で苦情の申出を行なったと認められる場合において、当該他の者に当該苦情に係る処理の結果を通知したとき。

2 前項に規定する処理結果の通知の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 苦情に係る事実関係の有無
- (2) 事実関係が確認できた場合は、苦情の対象である職務執行に係る問題の有無
- (3) 問題のある職務執行について講じた措置
- (4) その他、申出の内容に応じ必要な事項

3 処理結果の通知は、苦情処理結果通知書（様式第3号）により行う。

4 公安委員会は、その他の苦情についても、申出者に対し処理結果を文書で通知するよう努めるものとする。ただし、申出が匿名又は仮名であるなど通知ができない場合、申出人が通知を求めていることが明らかな場合、申出の内容に具体性がなく通知の必要が認められない場合は、この限りでない。

5 前項において、処理結果を文書で通知するときは、苦情関係通知書（様式第4号）により行うものとし、その内容は第2項に掲げる事項に準ずる事項とする。

6 前各項の規定により処理結果を通知した場合は、苦情処理結果通知書又は苦情関係通知書の写しを本部長に送付するものとする。

附 則

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成14年1月18日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成14年1月18日から施行する。

附 則（平成17年3月16日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月22日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日公安委員会規程第7号）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

## 苦 情 管 理 表

受理 番号	苦情区分	受 理 月日等	申出人住所 氏名・電話	受理 区分	件名 (要旨)	関係部署	調 査			申出人へ の通知
							主管課	指示日	回答日	
	法定 その他	月 日 ( )		文書 口頭 電話 その他				月 日 ( )	月 日 ( )	有 無 月 日 ( )
	法定 その他	月 日 ( )		文書 口頭 電話 その他				月 日 ( )	月 日 ( )	有 無 月 日 ( )
	法定 その他	月 日 ( )		文書 口頭 電話 その他				月 日 ( )	月 日 ( )	有 無 月 日 ( )
	法定 その他	月 日 ( )		文書 口頭 電話 その他				月 日 ( )	月 日 ( )	有 無 月 日 ( )
	法定 その他	月 日 ( )		文書 口頭 電話 その他				月 日 ( )	月 日 ( )	有 無 月 日 ( )

公委第 号  
年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

埼玉県公安委員会

苦 情 調 査 書

公安委員会に対して申し出のあった苦情（別添）について、次の項目の調査を行われたい。

なお、その調査結果と講じた措置について回答されたい。

記

- 1 苦情に係る事実関係の有無
- 2 事実関係が確認できた場合には、苦情の対象である職務執行に係る問題点の有無

様式第3号（第6条関係）

公委第 号  
年 月 日

様

埼玉県公安委員会

## 苦情処理結果通知書

様式第4号（第6条関係）

公委第 号  
年 月 日

様

埼玉県公安委員会

## 苦情関係通知書